平成２１年（フ）第２１９号
茨城県坂東市沓掛6672番地１
債務者　仲西　　久
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２２０号
茨城県筑西市幸町２丁目31番４号
債務者　島田　美香
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第９５号
千葉県富津市岩坂60番地
債務者　山本　賢一
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１１３号
千葉県富津市大堀1023番地の３
債務者　近藤　辰男
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１１６号
千葉県木更津市永井作302番地３　Ａ
債務者　門川　良江
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１２２号
千葉県君津市人見1055番地14　人見シーサイドハイツＣ―104
債務者　柏崎　　博
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第４１号
富山県下新川郡入善町新屋432番地
債務者　米山　和裕
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１８９号
富山県高岡市伏木本町20番９号
債務者　佐竹恵美子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３０１号
金沢市八日市１丁目184番地１
債務者　写真テラス・エルこと　盛本　　紘
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３４２号
金沢市平和町３丁目15番11号　県営住宅61棟７号
債務者　松村　淑子
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３５１号
金沢市大河端町へ32番地５、従前の住所金沢市新神田１丁目５番５号
債務者　磯村　佐知
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１号
金沢市十一屋町７番20―２号、従前の住所金沢市若草町３番25号
債務者　越仲亜矢子
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅２棟101号、従前の住所金沢市玉鉾１丁目47番地９、従前々の住所金沢市大豆田本町甲37番地２
債務者　山口　祐司
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６３号
金沢市土清水３丁目45番地　アリス金沢第３―207号、従前の住所金沢市若草町21番３号、従前々の住所金沢市玉鉾町甲33番地２
債務者　森　　修
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３７１号
石川県白山市相木町601番地　県営住宅相木第４号棟204号室
債務者　曽山　清美
１　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３８号
静岡県下田市大沢40番地
債務者　金崎　歌子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３９号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2078番地の15
債務者　柳橋実千代（旧姓髙山）
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第４０号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2078番地の15
債務者　柳橋　俊也
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
静岡地方裁判所下田支部